

(別紙)

北商第173号

令和8年1月20日

茨城県知事 殿

北茨城市長 豊田 稔

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年11月19日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 薬王堂北茨城中郷店

所在地 北茨城市中郷町足洗字牛沼 975 番 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社薬王堂

代表取締役 西郷 孝一

住所

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

3 意見の内容



配慮を求める事項	意見の内容	理由
経路の設定（来客自動車・搬出入車両）	来客車両および搬入出車両の事故防止に努めること。	市民や従業員の生命と健康を守るため。
廃棄物等の運搬や処理	廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。	店舗より発生したごみは近隣のごみ置き場には出せないため。

（備考） 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。